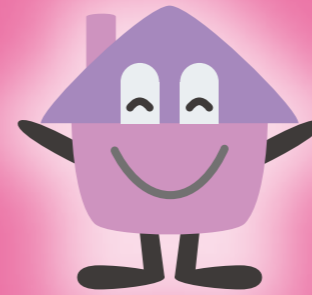


UAゼンセン組合員の皆さまへ

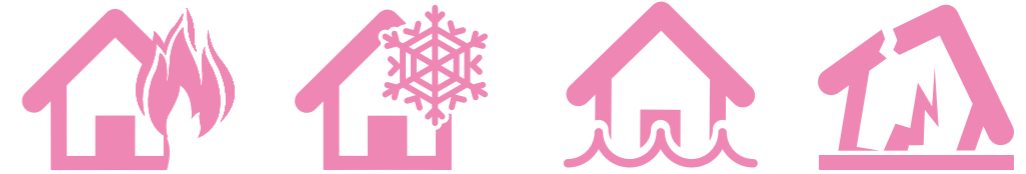
2021年募集版



すまいるくん

—手頃な掛金、大きな保障—

住宅
あんしん
共済



火災・風水雪凍害・浸水・地震などから
組合員の皆さまの暮らしをお守りします!

持ち家



いずれに
お住まいの方でも

ご利用
OK!

OK!

賃貸



お問い合わせ先 UAゼンセン 共済事業局 UAゼンセン 福祉共済互助会

TEL 03-3288-3559

住宅あんしん共済直通

TEL 03-3288-3533

共済事業局

FAX 03-3288-3708

共済直通



左記QRコードをスマートフォンやタブレット端末のQRコードリーダーで読み取ることで、UAゼンセン共済ホームページへ簡単にアクセスいただけます。また、各共済ページからは、パンフレットもダウンロードいただけます。

URL: <http://uazenssenkyosai.jp/>
E-mail: kyosai@uazenssen.jp
〒102-8273 東京都千代田区九段南4-8-16
受付時間: 平日9:00~18:00 (水曜~17:15)



住宅あんしん共済は、火災はもちろん、風水雪凍害・浸水・地震などの自然災害リスクにも備えられる共済です。 「基本部分」と「自然災害特約部分」により、組合員の皆さまの「住宅」「家財」を保障します。

共済金の支払金額が大きい火災

万全に備えるには、建物の評価が新価(再調達価額)なのか時価なのかにも注意する必要があります。

支払件数が多い風水雪凍害・浸水

特に、近年増加傾向にある台風や大雨による水害被害は他人事ではありません。

忘れてはいけない地震

2019年1月に続き、2021年1月には、最大14.7%※地震保険料が上げられます。
(火災保険料の引上げもあり)
※口構造(非耐火建築)・福島県

意外と見落としがちな賃貸住宅保障

賃貸の火災保険はあなたを守るものではありません。実は、ご自身の補償は不足しているのです。

このように、住まいを守るためには「幅広い備え」が大切となります。ぜひ、住宅あんしん共済で、十分な住宅保障をご準備ください。

住宅あんしん共済の保障は…

被害の程度に応じて、基本部分と自然災害特約部分をあわせた共済金※が給付されます。
※住宅の形態や広さにより加入口数の限度があります。

保障内容と最高給付額	基本部分 (50口加入の場合)	+	自然災害特約部分 (50口加入の場合)	=	給付される 共済金・見舞金
火災	5,000万円		—		5,000万円
風水雪凍害	750万円		3,500万円		4,250万円
浸水	床上(100cm以上)		375万円		725万円
	床下		14万円		64万円
地震	損壊		70万円		1,570万円
	火災		500万円		2,000万円
その他の住宅災害見舞金	14万円		—		14万円
生命共済給付金	100万円		—		100万円

なぜ??? 賃貸住宅向けの火災保険のなぜ?

加入目的の中心は… 大家さんのための「借家人賠償責任補償」です。

確認してください! ご自身のための補償はついていませんか。

もし、補償が不足していたら…

住宅あんしん共済なら、掛金もお得なので、簡単に**保障の追加**ができます。

コラム1 糸魚川市大規模火災に見る保険金を「もらった人」「もらえなかった人」

- 糸魚川市大規模火災**
(平成28年12月22日)
- 出火原因は…
— 中華料理店の鍋の空焚き
 - 死者は0人でしたが…
— 700人以上に避難勧告
 - 147棟(全焼120棟)を含む…
— 約40,000㎡が焼損
 - 国内の単一出火延焼火災では…
— 過去20年間で最大

この火災でクローズアップされたこと

- 全焼120棟のうち火災保険加入済みで保険金が支払われたのは約70棟(平均金額約1,800万円)
- 火災保険に加入済みの人も昔の火災保険契約では下図のとおり支払金額が低く住宅再建が難しかった。

現在の火災保険の建物評価	VS	昔の火災保険の建物評価
新価(再調達価額) →住宅新築が可能		時価(新価-経年劣化消耗分) →住宅新築が困難

●火災地域は木造の古い家が多かったということも火災保険に未加入の人も多かった。

無保険の人は住宅の再建すらできないケースも!

加入事例		給付例	
賃貸木造アパートにお住いの方は、掛金2,500円で…	賃貸マンションにお住いの方は、掛金500円で…	火事でアパートが全焼した。 基本 500万円 を給付	
●最高給付額		台風の影響による水害で1Fの部屋が床上浸水した。 基本 37.5万円 を給付	
保障	火災	基本部分給付 500万円	
	風水雪凍害	75万円	
	浸水	床上	37.5万円
		床下	5万円
	地震	損壊	25万円
		火災	100万円
その他の住宅災害見舞金	5万円		
生命共済給付金	10万円		

ご注意ください!
●給付金の支払いは、建物の被害状況により認定されます。次のようなケースは給付(保障)の対象になりませんので注意が必要です。

- ×住宅の欠陥
- ×腐朽被害
- ×老朽化
- ×家財の被害
- ×劣化

※自然災害特約を付加すると保障が手厚くなります。

特長
① 100%自家運営により **手頃な掛金で大きな保障** を実現

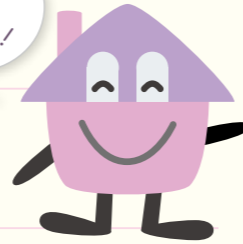
特長
② 掛金は **全国一律** なので安心

特長
③ 自然災害被害への **見舞金が充実**

特長
④ 加入者の死亡時に **生命共済給付金** をお支払い

特長
⑤ 持ち家でも **名義は問わず** 賃貸でも加入可能

住宅あんしん共済は…
掛金も保障も
シンプルでわかりやすい!



特長
⑥ **築年数は問わず** 加入口数でお支払い

特長
⑦ 自然災害特約の付加により **風水雪凍害 浸水・地震** の保障を手厚く **カバー**

特長
⑧ 住宅ローンに対する **質権設定** も可能

特長
⑨ **退職後の保障** も「シルバー共済」への移行で万全

特長
⑩ 相互扶助の精神に則り **組合員の立場** にたって運営

住宅あんしん共済で、住宅 保障を見直してみませんか？

住宅保障(火災保険) 見直しのここがポイント!

① 火災保険に見直しは必要なの?

一度加入してしまうと見直す機会が少ないのが火災保険。「5年一括の長期契約で支払いがおトクだから見直しは必要ない!」そんなこと思っていませんか?

実は、火災保険にも下図のようなさまざまな要素で見直しのタイミングがあります。

見直しのタイミング	要素	例
→	建物の評価額の変化	マンションの時価が高騰
→	家財の入れ替え等の変化	趣味で高額な家財を収集
→	建物の増改築等の変化	リフォーム
→	自然災害リスクの変化	自治体のハザードマップの見直し
→	地震保険料の見直し	2017年・2019年・2021年の保険料改定

●「建物の補償額は最適なのか」「床下浸水の保障はあるのか」「家財保障が家族構成にあっているのか」等々、保障内容を見直すことで、「払い過ぎを防ぐ」「補償が足りない事態を防ぐ」ことができるのです。

組合員の声

●災害後の給付が早くで大助かり!
災害後の給付申請をスムーズに処理していただき、また、実際の支払いも迅速に対応いただきました。大変助かりました。
新築後の住まいの保障も、または是非、住宅あんしん共済にお世話になりたいと思っています。
(茨城県/50代/男性)



●木目細やかな相談に大変感謝!
民間の火災保険の内容があまり理解できずに、住宅あんしん共済に相談したところ、担当の方には親身になって説明いただき大変感謝しています。今回の更新のときは是非住宅あんしん共済に切り替えたいと考えています。
(神奈川県/40代/女性)



お住まいのことで、わからないことがあったらまずは住宅あんしん共済に相談しよう!



② ご家族(夫婦・子ども2人)向け見直しモデルプラン

[前提条件] 持ち家 一戸建て(木造) 135㎡ 15年前に建築 東京在住



A 損保に加入済み		住宅あんしん共済へ見直し	
建物3,000万円/家財1,000万円/地震各々×30%/保険料は火災及び地震(5年契約/年払い)		基本部分+自然災害特約各々40口加入	
1年間の掛金	約 104,500円 (1年相当分)	1年間の掛金	68,000円 (年額)
最高保障額		最高保障額	
火災等.....4,000万円	地震損壊.....1,200万円	火災等.....4,000万円	地震損壊.....1,265万円
風水雪.....4,000万円	地震火災.....1,200万円	風水雪凍害.....3,400万円	地震火災.....1,700万円
床上浸水...損害額に応じて	※盗難・水漏れ等は限度額あり	床上浸水(100cm以上).....580万円	その他住宅災害.....13万円
床下浸水.....なし		床下浸水.....53万円	生命共済給付.....80万円

(注) 水害が補償されないタイプの火災保険もあり。

民間の火災保険を住宅あんしん共済に見直したことで

- 見直し前よりも**保障内容が充実し、引越費用等にも資金の活用が可能に!**
- さらに、民間損保の火災保険では保障されない**床下浸水への備えも万全!**
- しかも、掛金は**大幅ダウン!**(年間36,500円のダウン)

手頃な掛金で最適な保障を実現!

保障(給付)内容早見表

基本部分

※5口単位で表記していますが1口単位で希望口数に加入することができます。

給付の種類	被害の程度	給付額 / 1口	加入口数 による給付額										給付額の計算と確認事項		
			5口	10口	15口	20口	25口	30口	35口	40口	45口	50口			
① 火災・航空機の墜落・ 車両突入・爆発・ 落雷等	全焼壊	100万円	500	1,000	1,500	2,000	2,500	3,000	3,500	4,000	4,500	5,000	共済金	罹災証明書で確認し、規定どおり給付します。	
	半焼壊	50万円	250	500	750	1,000	1,250	1,500	1,750	2,000	2,250	2,500	共済金	//	
	小焼壊	10万円	50	100	150	200	250	300	350	400	450	500	共済金	//	
	見舞	5万円限度	25	50	75	100	125	150	175	200	225	250	見舞金	罹災部分修理費用実額*の範囲内(家財は対象外。また、明らかなグレードアップは対象外)で給付します。	
② 風水雪凍害	損壊	全壊	15万円	75	150	225	300	375	450	525	600	675	750	共済金	罹災証明書で確認し、規定どおり給付します。
		大規模半壊	10万円	50	100	150	200	250	300	350	400	450	500	共済金	//
		半壊	7.5万円	30.5	75	112.5	150	187.5	225	262.5	300	337.5	375	共済金	//
		小壊	5万円	25	50	75	100	125	150	175	200	225	250	共済金	//
		見舞	1万円限度	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	見舞金	罹災部分修理費用実額*の範囲内(家財は対象外。また、明らかなグレードアップは対象外)で給付します。ただし、1万円/1口を超えてお支払いする場合があります。(詳細はP16を参照)
③ 浸水	1 床上浸水	7.5万円	37.5	75	112.5	150	187.5	225	262.5	300	337.5	375	共済金	罹災証明書で確認し、規定どおり給付します。	
	2 床下浸水	(10口まで) 1万円	5	10	10.5	11	11.5	12	12.5	13	13.5	14	見舞金	11口以降は、見舞金の1割(1,000円)が加算されます。ただし、罹災部分修理費用実額*の範囲内(家財は対象外。また、明らかなグレードアップは対象外)で給付します。	
④ 地震災害	1 損壊	全壊	(10口まで) 5万円	25	50	52.5	55	57.5	60	62.5	65	67.5	70	見舞金	11口以降は、各見舞金の1割(全壊5,000円、大規模半壊3,500円、半壊2,500円、小壊1,500円、見舞1,000円)が加算されます。罹災部分修理費用実額*の範囲内(家財は対象外。また、明らかなグレードアップは対象外)で給付します。 *ただし、1万円/1口を超えてお支払いする場合があります。(詳細はP17を参照)
		大規模半壊	(10口まで) 3.5万円	17.5	35	36.75	38.5	40.25	42	43.75	45.5	47.25	49		
		半壊	(10口まで) 2.5万円	12.5	25	26.25	27.5	28.75	30	31.25	32.5	33.75	35		
		小壊	(10口まで) 1.5万円	7.5	15	15.75	16.5	17.25	18	18.75	19.5	20.25	21		
		見舞*	(10口まで) 1万円限度	5	10	10.5	11	11.5	12	12.5	13	13.5	14		
	2 火災	全焼	(500万円限度) 20万円	100	200	300	400	500	500	500	500	500	500	共済金	罹災証明書で確認し、規定どおり給付します。ただし500万円限度(団体加入を含みません。)
		半焼	10万円	50	100	150	200	250	300	350	400	450	500	共済金	罹災証明書で確認し、規定どおり給付します。
		小焼	5万円	25	50	75	100	125	150	175	200	225	250	共済金	//
		見舞	1万円限度	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	見舞金	罹災部分修理費用実額*の範囲内(家財は対象外。また、明らかなグレードアップは対象外)で給付します。
⑤ その他の住宅災害見舞金		(10口まで) 1万円限度	5	10	10.5	11	11.5	12	12.5	13	13.5	14	見舞金	11口以降は、給付金の1割(1,000円)が加算されます。	
⑥ 生命共済給付金		2万円	10	20	30	40	50	60	70	80	90	100			

注意事項 ● 保険法施行により「住宅あんしん共済」と「民間火災保険やその他共済」に重複加入している加入者は「民間火災保険等」からの給付が減額される場合がありますので、住宅あんしん共済までご相談ください。

● 「基本部分①、②、④」および「自然災害特約⑦、⑧」の全焼・全壊の共済金を受取った場合、残り期間の権利を喪失します。ただし、新規加入することができます。(全焼・全壊以外の場合は、権利が継続します。)

● 「基本部分①」の全焼壊で共済金を受取った場合「自然災害特約」からの給付がありませんので、残月数の掛金を返戻します。

● 天災地変、暴動その他の事変による大災害についての火災、住宅災害および死亡については、運営委員会で審議の上、共済金、見舞金の全部または一部が給付されないことがあります。

※罹災部分修理費用実額とは、災害が直接的な原因で被害を受けた箇所を現状まで復帰させるためにかかった費用のことです。

保障(給付)内容早見表

自然災害特約

※5口単位で表記していますが1口単位で希望口数に加入することができます。

基本部分の加入口数を上限に、1口から希望口数に加入することができます。

給付の種類		被害の程度	給付額 / 1口	5口	10口	15口	20口	25口	30口	35口	40口	45口	50口	給付額の計算と確認事項	
⑦ 風水雪凍害	損壊	全壊	70万円	350	700	1,050	1,400	1,750	2,100	2,450	2,800	3,150	3,500	共済金	基本部分②にプラスして給付します。
		大規模半壊	50万円	250	500	750	1,000	1,250	1,500	1,750	2,000	2,250	2,500	共済金	//
		半壊	35万円	175	350	525	700	875	1,050	1,225	1,400	1,575	1,750	共済金	//
		小壊	10万円	50	100	150	200	250	300	350	400	450	500	共済金	//
		見舞	1万円限度	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	見舞金	基本部分②と合算し、罹災部分修理費用実額*の範囲内(家財は対象外。また、明らかなグレードアップは対象外)で給付します。ただし、1万円/1口を超えてお支払いする場合があります。(詳細はP19を参照)
⑧ 浸水	1 床上浸水	100cm以上	7万円	35	70	105	140	175	210	245	280	315	350	共済金	基本部分③-1にプラスして給付します。
		100cm未満	3.5万円	17.5	35	52.5	70	87.5	105	122.5	140	157.5	175	共済金	//
	2 床下浸水	1万円	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	見舞金	基本部分③-2と合算し、罹災部分修理費用実額*の範囲内(家財は対象外。また、明らかなグレードアップは対象外)で給付します。	
⑨ 地震災害	1 損壊	全壊	30万円	150	300	450	600	750	900	1,050	1,200	1,350	1,500	共済金	基本部分④-1にプラスして給付します。
		大規模半壊	20万円	100	200	300	400	500	600	700	800	900	1,000	共済金	//
		半壊	15万円	75	150	225	300	375	450	525	600	675	750	共済金	//
		小壊	10万円	50	100	150	200	250	300	350	400	450	500	共済金	//
		見舞	1万円限度	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	見舞金	基本部分④-1と合算し、罹災部分修理費用実額*の範囲内(家財は対象外。また、明らかなグレードアップは対象外)で給付します。ただし、1万円/1口を超えてお支払いする場合があります。(詳細はP19を参照)
	2 火災	全焼	30万円	150	300	450	600	750	900	1,050	1,200	1,350	1,500	共済金	基本部分④-2にプラスして給付します。
		半焼	15万円	75	150	225	300	375	450	525	600	675	750	共済金	//
		小焼	10万円	50	100	150	200	250	300	350	400	450	500	共済金	//
		見舞	1万円	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	見舞金	基本部分④-2と合算し、罹災部分修理費用実額*の範囲内(家財は対象外。また、明らかなグレードアップは対象外)で給付します。

注意事項 ● 保険法施行により「住宅あんしん共済」と「民間火災保険やその他共済」に重複加入している加入者は「民間火災保険等」からの給付が減額される場合がありますので、住宅あんしん共済までご相談ください。

● 「基本部分①、②、③」および「自然災害特約⑦、⑧」の全焼・全壊の共済金を受取った場合、残り期間の権利を喪失します。ただし、新規加入することができます。(全焼・全壊以外の場合は、権利が継続します。)

● 「基本部分①」の全焼で共済金を受取った場合「自然災害特約」からの給付がありませんので、残月数の掛金を返戻します。

● 天災地変、暴動その他の事変による大災害についての火災、住宅災害および死亡については、運営委員会で審議の上、共済金、見舞金の全部または一部が給付されないことがあります。

※ 罹災部分修理費用実額とは、災害が直接的な原因で被害を受けた箇所を現状まで復帰させるためにかかった費用のことです。

ご加入の流れ

ご加入の際には、次の流れに沿って、加入条件、保障の範囲、住宅構造区分、保障額の目安、基本部分の掛金、特約の付帯等を確認してください。



STEP1 加入条件の確認

1 加入資格、2 対象となる建物、3 加入できる建物の範囲等を確認してください。

1 加入資格

基本部分

UAゼンセンに加盟している組合の満68歳未満の組合員および組合事務所が加入できます。

自然災害特約部分

基本部分に個人加入している方が加入できます。

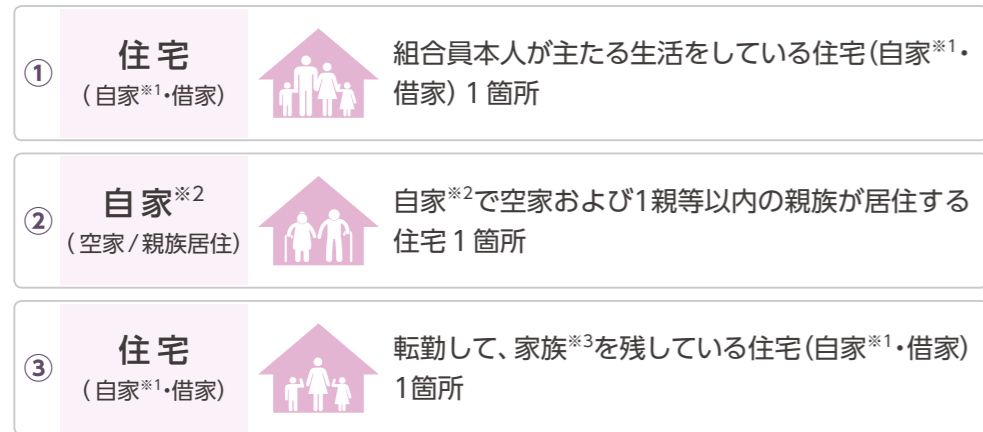
※詳細は、P21「ご加入にあたって①加入資格」をご参照ください。

2 対象となる建物



※自家(持ち家)だけでなく、借家でも加入できます。

3 加入できる建物の範囲



● 通常の場合は①、②の最大2箇所
● 転勤した場合は①、②、③の最大3箇所 } に、加入できます。

ご注意ください。

他人に貸している住宅



※ 他人に貸している住宅はご加入いただけません、ご注意ください。

※1 名義は問いません。

※2 本人または、配偶者名義の住宅。

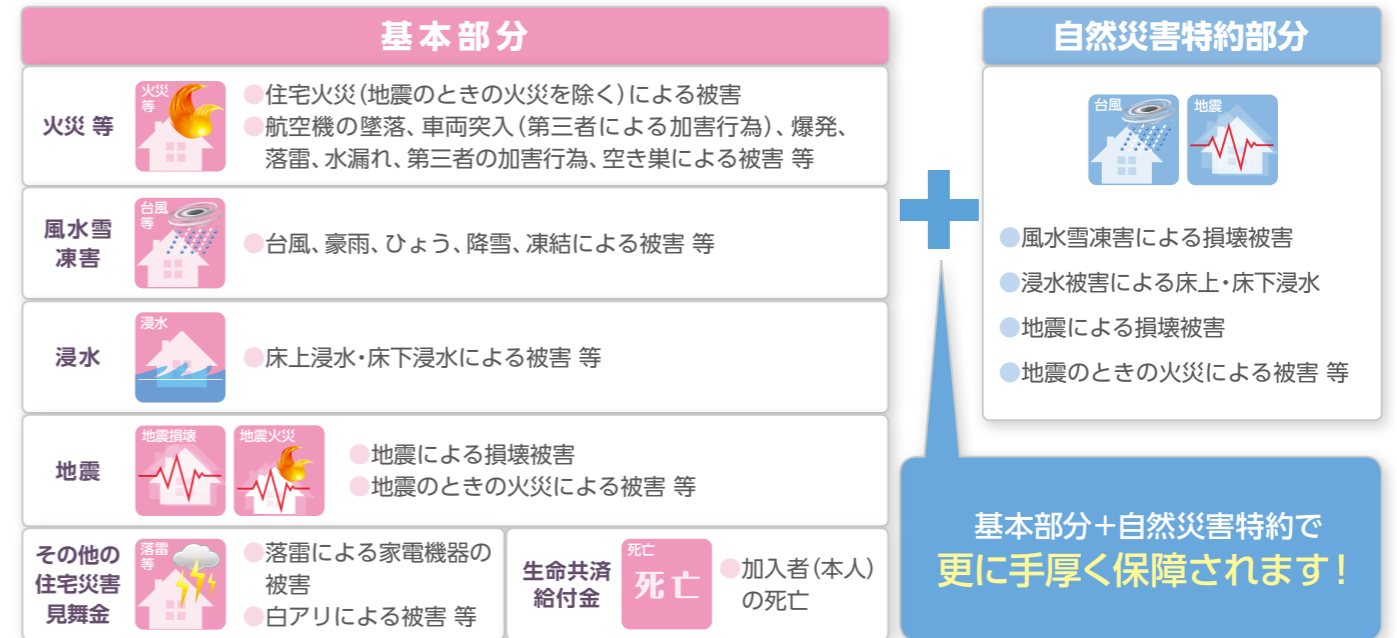
※3 家族とは配偶者と子に限ります。

※4 団体加入の海外赴任者で国内に「加入できる住宅」がない場合に限り海外住宅が給付の対象となります。

※5 シルバー共済の加入者(個人加入からシルバー共済に移行した方を含む)は、本人が居住する住宅1箇所となります。

STEP2 保障範囲の確認

保障(給付)の範囲を確認してください。



STEP3 住宅構造区分の確認

住宅構造により掛金が異なりますので、共済の対象となる住宅の構造区分を確認してください。

1 準耐火住宅の住宅構造は、次のいずれかで確認しましょう！

1 建築確認申請書

2 建築業者による証明書

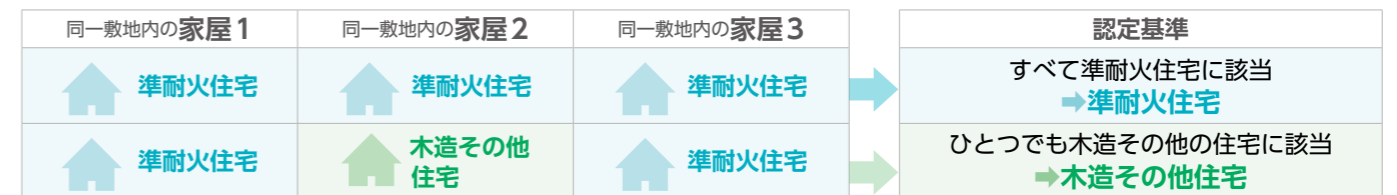
3 損害保険会社等の判定済みの構造区分

4 準耐火住宅で①～③のいずれかで確認ができない場合は、P32「建物構造証明書 準耐火住宅専用」に施工者、ハウスメーカー、販売者から証明を受けてご提出ください。

注意 準耐火住宅でお申し込みの場合でも、①～④のいずれかの証明書がない場合は、木造その他住宅での加入となります。

2 同じ敷地に家屋が2つ以上ある場合の取扱いにご確認ください！

1 同一世帯の場合は合計して1つの住居とみなして、次の認定基準で取扱います。



2 特定家屋のみを「準耐火住宅」として加入したい場合

次の書類をご提出いただくことでご加入いただけます。

準耐火住宅構造を確認できる書類 (P32を参照)

家屋を特定できる敷地の図面 (手書き可)

ご加入の流れ

STEP4 保障額の目安の確認

保障額の目安は、お住まいの住宅が「持ち家(家族・知人等からの無償貸与等を含む)」か「賃貸」か、住宅の「構造や広さ」、どんな住宅を再建したいか等、さまざまな条件によって変わってきますので、以下を目安にしてください。

持ち家にお住まいの場合(家族・知人等からの無償貸与等を含む)

ご自身の保障額の目安としては、

①住宅の保障額の目安(住宅の建替え費用・残骸処理費用等)



②住宅以外の保障額の目安(家財の買替え費用・新しいお住まいへの引越費用等)

の保障を準備します。

賃貸住宅にお住まいの場合

大家さん所有の住宅については「借家人賠償責任補償」でカバーされるケースがほとんどですので、ご自身の保障額の目安としては、

②住宅以外の保障額の目安(家財の買替え費用・新しいお住まいへの引越費用等)

の保障のみを準備します。

① 住宅の保障額の目安
(住宅の建替え費用・残骸処理費用等)

住宅の広さ 住宅構造	20坪	30坪	40坪
完全耐火・準耐火	1,940万円～ 1,440万円	2,910万円～ 2,160万円	3,880万円～ 2,880万円
木造その他	1,680万円～ 1,240万円	2,520万円～ 1,860万円	3,360万円～ 2,480万円

(UAゼンセン調べ)



② 住宅以外の保障額の目安
(家財の買替え費用・新しいお住まいへの引越費用等)

住宅延面積	世帯主年齢	単身	2人	3人	4人	5人以上
10坪以上	30歳未満	510万円	920万円	1,025万円	1,130万円	1,240万円
	30歳以上 ～40歳未満	610万円	1,320万円	1,425万円	1,530万円	1,640万円
	40歳以上	710万円	1,820万円	1,925万円	2,030万円	2,040万円
10坪未満		上記の額、または710万円のいずれか少ない額				

(UAゼンセン調べ)

STEP5 基本部分掛金の決定

①掛金は住宅構造により異なります。

基本部分 年額掛金	完全耐火住宅	準耐火住宅	木造その他住宅
	1口	1口	1口
	100円	250円	500円
	個人最高50口加入なら 5,000円	個人最高50口加入なら 12,500円	個人最高50口加入なら 25,000円

②住宅の形態や広さにより加入口数の限度があります。

基本部分 加入口数	区分	自家(持ち家)			借家		
	住宅の種類	住宅建物の延べ床面積			独立住宅		共同住宅
		132㎡(40坪)以上	132㎡(40坪)未満 ～66㎡(20坪)以上	66㎡(20坪)未満	完全耐火/マンション・公団住宅、 準耐火および木造/2戸建以下	複身 居住者	単身 居住者
加入口数 限度		3口～50口	3口～40口	3口～30口	3口～20口	3口～15口	3口～5口

(注)完全耐火住宅の独身寮は、借家/共同住宅/単身居住者となります。

STEP6 特約付帯の選択と掛金の決定

①「基本部分」に加えて風水雪凍害、浸水、地震の保障を更に手厚くしたい方は、「自然災害特約」を上乗せしてください。

自然災害特約部分 年額掛金	完全耐火住宅	準耐火住宅	木造その他住宅
	1口	1口	1口
	450円	650円	1,200円
	個人最高50口加入なら 22,500円	個人最高50口加入なら 32,500円	個人最高50口加入なら 60,000円

②加入口数は、基本部分の加入口数を上限に次のとおりとなります。

自然災害特約部分 加入口数	区分	自家(持ち家)			借家		
	住宅の種類	住宅建物の延べ床面積			独立住宅		共同住宅
		132㎡(40坪)以上	132㎡(40坪)未満 ～66㎡(20坪)以上	66㎡(20坪)未満	完全耐火/マンション・公団住宅、 準耐火および木造/2戸建以下	複身 居住者	単身 居住者
加入口数 限度		基本部分の加入口数を上限に、1口から希望口数に加入することができます。					

(注)完全耐火住宅の独身寮は、借家/共同住宅/単身居住者となります。

支払対象事由と給付の認定基準

※「基本部分」「自然災害特約部分」それぞれにつき、次の場合に給付します。

1. 基本部分

1 火災等のとき (火災、航空機の墜落、車両突入、爆発、落雷、水漏れ、第三者の加害行為、空き巣による家屋の被害)

支払対象事由



認定基準および確認事項

- 住宅火災(地震のときの火災を除く)が基本対象です。隣家からの類焼による被害も含まれます。(罹災証明書の提出が必要です。)
- 車両突入は、家族および同居者以外の第三者による加害行為が対象です。(事故証明の提出が必要です)
- 次の場合は見舞金の対象となります。
 - ①外因により(道路工事等)突発的に生じた住宅内の水道管、排水管の亀裂および破損による水漏れ。ただし、時間の経過により生じた直接原因の証明が困難な被害、宅地の地盤沈下や土砂崩れによる建物以外の被害は対象外となります。
 - ②共同住宅で上階の住人による水漏れが原因の被害(加入者が

加害者の場合は対象外)

- ③家族および同居者以外の第三者の加害行為による外部から受けた投石等による災害
- ④空き巣等第三者の外部から受けた加害行為による住宅災害(警察署の証明書提出)
- ⑤住宅の一部とみなす設備、機器(エアコンの室外機、給水設備、給湯設備、ソーラーシステムおよびソーラー発電設備)が焼壊失した場合や、風呂の空焚き(釜・浴槽部分)。ただし、買替えた場合は、購入使用年数および購入時の価格を基に減額率を適用します。
- 畳、床部分に接着したカーペット類、フローリングの焼き焦がし被害は、1口1万円×加入口数が限度です。(線香、タバコの火による焼損は対象外)
- 半焼壊、小焼壊は、被害の程度により、1口につき最高10万円まで付加給付される場合があります。
- 見舞は罹災部分修理費用実額*の範囲内(家財は対象外。また、明らかなグレードアップは対象外)で給付します。

2 風水雪凍害 (台風、豪雨、ひょう、降雪、凍結による被害)

支払対象事由



認定基準および確認事項

- 公的に証明できる天災であることが必要です。(罹災証明書・取得できない時は新聞記事等で可)
- 突発的な外因による直接の被害が対象であり、二次的災害(窓や入口ドアの閉め忘れによる室内の被害)や老朽化による雨漏りは含みません。
- 住宅の一部とみなす設備、機器(エアコンの室外機、給水設備、給湯設備、ソーラーシステムおよびソーラー発電設備)が損壊した場合も見舞金の対象となります。ただし、買替えた場合は、購入使用年数および購入時の価格を基に減額率を適用します。
- 見舞は罹災部分修理費用実額*の範囲内(家財は対象外。また、明らかなグレードアップは対象外)で次の金額を給付する場合があります。
 - ①罹災部分修理費用実額200万円以上の場合、1口につき5万円限度
 - ②罹災部分修理費用実額100万円以上200万円未満の場合、1口につき3万円限度

- ③罹災部分修理費用実額100万円未満の場合、1口につき1万円限度
- なお、①、②の場合は、自治体等の発行する「罹災証明書」の添付を必須とします。
- 修理を行わないうちに、別の風水雪凍害による災害を受けた場合、一括して1回の災害とします。
 - テレビアンテナ(パラボラを含む)の被害も対象です。最高1,000円×加入口数となります。(業務用、趣味の無線アンテナおよび関連する設備は対象外)

※罹災部分修理費用実額とは…
災害が直接的な原因で被害を受けた箇所を現状まで復帰させるためにかかった費用のことです。

3 -1 床上浸水被害※ ※地下および半地下の被害は含まれません。

支払対象事由



認定基準および確認事項

- 公的に証明できる天災であることが必要です。(罹災証明書)

- 突発的な外因による直接の被害が対象です。(川の氾濫・増水等により水が建物に一気に押し寄せ、その力で建物に損壊の被害が出た場合は風水雪凍害の対象となります。)
- 水が時間をかけ、徐々に水位が上がり地盤面を超え床上浸水し、その後、水が引いたことによる被害が対象です。
- 公的機関の罹災証明書で全壊～小壊および床上浸水の証明が同時に記載されていた場合には、給付額の高い被害程度の給付を行うこととします。

3 -2 床下浸水被害※ ※地下および半地下の被害は含まれません。

支払対象事由



認定基準および確認事項

- 突発的な外因による直接の被害が対象です。(川の氾濫・増水等により水が建物に一気に押し寄せ、その力で建物に損壊の被害が出た場合は風水雪凍害の対象となります。)
- 水が時間をかけ、徐々に水位が上がり地盤面を超え床下浸水し、その後、水が引いたことによる被害が対象です。
- 業者に依頼し修復工事を行った場合は、床下浸水による

- 被害の修復に係る工事業者の床下浸水復旧工事を行った旨が記載されている見積書、請求書、領収書の提出が必要です。業者に依頼せず自身で修復した場合は、修復に必要な機材や薬(消石灰等)の購入が記載された購入店の領収書及び明細書の提出が必要です。その他、同意書(提出書類について発行元に確認することを加入者が同意するもの)、床下浸水したことがわかる写真、新聞記事等の提出も必要となります。
- 給付額10口まで1万円限度(1口)。11口以降は1,000円(1口)が付加給付されます。個人加入での最高給付額は14万円(50口加入の場合)となります。ただし、罹災部分修理費用実額*の範囲内(家財は対象外。また、明らかなグレードアップは対象外)での給付となります。

4 -1 地震による損壊被害

支払対象事由



認定基準および確認事項

- 公的に証明できる天災であることが必要です。(要、罹災証明書)
- 突発的な外因による直接の被害が対象です。(老朽化による損壊やヒビ割れは含みません。)
- 住宅の一部とみなす設備、機器(エアコンの室外機、給水設備、給湯設備、ソーラーシステムおよびソーラー発電設備)が損壊した場合も見舞金の対象となります。ただし、買替えた場合は、購入使用年数および購入時の価格を基に減額率を適用します。
- テレビアンテナ(パラボラを含む)の被害は、個人加入と

- 団体加入を合計し、1口1,000円×加入口数となります。ただし、支払った費用の範囲内とし、業務用、趣味の無線アンテナ、および関連する設備は対象外です。
- 噴火、津波による住宅災害も見舞金の対象です。
 - 給付額10口までを限度とし、11口以降は、各見舞金の1割(全壊5,000円、大規模半壊3,500円、半壊2,500円、小壊1,500円、見舞1,000円)が付加給付されます。
 - 見舞は罹災部分修理費用実額*の範囲内(家財は対象外。また、明らかなグレードアップは対象外)で次の金額を給付する場合があります。
 - ①罹災部分修理費用実額150万円以上の場合、1口につき1.5万円限度
 - ②罹災部分修理費用実額150万円未満の場合、1口につき1万円限度
- なお、①、②の場合は、自治体等の発行する「罹災証明書」の添付を必須とします。
- *給付額10口までを限度とし11口以降は1割

支払対象事由と給付の認定基準

1. 基本部分

4 -2 地震のときの火災による被害

支払対象事由



認定基準および確認事項

- 地震が原因で、同時またはその後発生した火災について給付します。(要、罹災証明書)
- 個人加入で500万円を限度とします。ただし、500万円の限度額には団体加入を含みません。
- 見舞は罹災部分修理費用実額*の範囲内(家財は対象外)。

また、明らかなグレードアップは対象外)で給付します。

給付例 (個人加入50口、団体加入6口の場合の限度額)

	個人50口	団体6口	合計
全焼	500万円*	120万円 (20万円×6口)	620万円
半焼	500万円 (10万円×50口)	60万円 (10万円×6口)	560万円

5 その他の住宅災害見舞金

支払対象事由



認定基準および確認事項

- 落雷による家電機器の被害。原則は、修理費用が対象です。買替えは、1点につき1万円限度。(携帯品やゲーム機と各

関連機器は対象外となります。)

- 白アリによる住宅災害。罹災時点で継続加入期間24カ月を経過している加入者が対象です。住宅建物の補修工事費用に限り。駆除や予防の経費は含みません。次回請求は、被害箇所の異なる場合も24カ月の経過を待たなければなりません。
- 給付額10口まで1万円限度(1口)。11口以降は1,000円(1口)が付加給付されます。個人加入での最高給付額は14万円(50口加入の場合)となります。

6 生命共済給付金

支払対象事由



認定基準および確認事項

- 加入者(シルバー加入者を除く)が満68歳未満で死亡した場合、1口について2万円の見舞金が遺族に給付されます。

※ただし、生命共済給付金の金額は団体加入を除き100万円を限度とします。



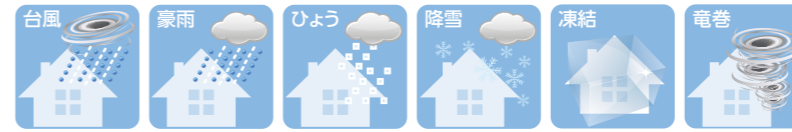
※罹災部分修理費用実額とは…
災害が直接的な原因で被害を受けた箇所を現状まで復帰させるためにかかった費用のことです。

2. 自然災害特約

「基本部分」の被害に上乗せする保障として、次の災害に対し「基本部分」にプラスして給付します。

7 風水雪凍害による損壊被害

支払対象事由



認定基準および確認事項

- 基本部分②にプラスして給付します。
- 見舞は基本部分②と合算し、罹災部分修理費用実額*の範囲内(家財は対象外。また、明らかなグレードアップ

は対象外)で次の金額を給付する場合があります。

- ①罹災部分修理費用実額200万円以上の場合、1口につき10万円限度
 - ②罹災部分修理費用実額100万円以上200万円未満の場合、1口につき5万円限度
 - ③罹災部分修理費用実額100万円未満の場合、1口につき1万円限度
- なお、①、②の場合は、自治体等の発行する「罹災証明書」の添付を必須とします。

8 -1 床上浸水被害*

支払対象事由



※地下および半地下の被害は含まれません。

認定基準および確認事項

- 基本部分③-1にプラスして給付します。

8 -2 床下浸水被害*

支払対象事由



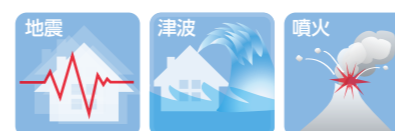
※地下および半地下の被害は含まれません。

認定基準および確認事項

- 基本部分③-2と合算し、罹災部分修理費用実額*の範囲内(家財は対象外。また、明らかなグレードアップは対象外)で給付します。

9 -1 地震による損壊被害

支払対象事由



認定基準および確認事項

- 基本部分④-1にプラスして給付します。
- 見舞は基本部分④-1と合算し、罹災部分修理費用実額*の

範囲内(家財は対象外。また、明らかなグレードアップは対象外)で次の金額を給付する場合があります。

- ①罹災部分修理費用実額200万円以上の場合、1口につき10万円限度
 - ②罹災部分修理費用実額100万円以上200万円未満の場合、1口につき5万円限度
 - ③罹災部分修理費用実額100万円未満の場合、1口につき1万円限度
- なお、①、②、③の場合は、自治体等の発行する「罹災証明書」の添付を必須とします。

9 -2 地震のときの火災による被害

支払対象事由



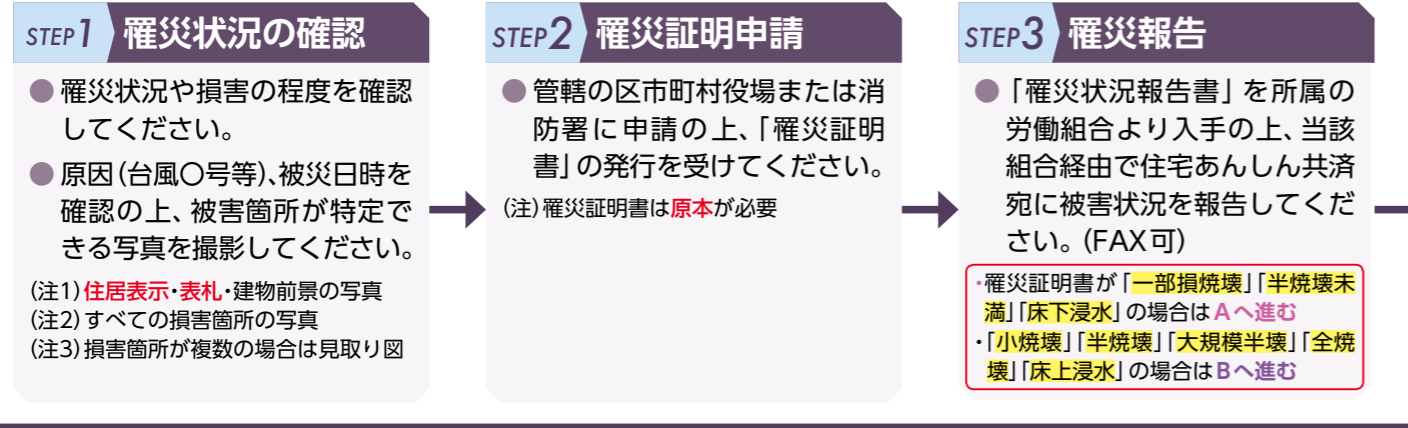
認定基準および確認事項

- 基本部分④-2にプラスして給付します。
- 見舞は基本部分④-2と合算し、罹災部分修理費用実額*の範囲内(家財は対象外。また、明らかなグレードアップは対象外)で給付します。

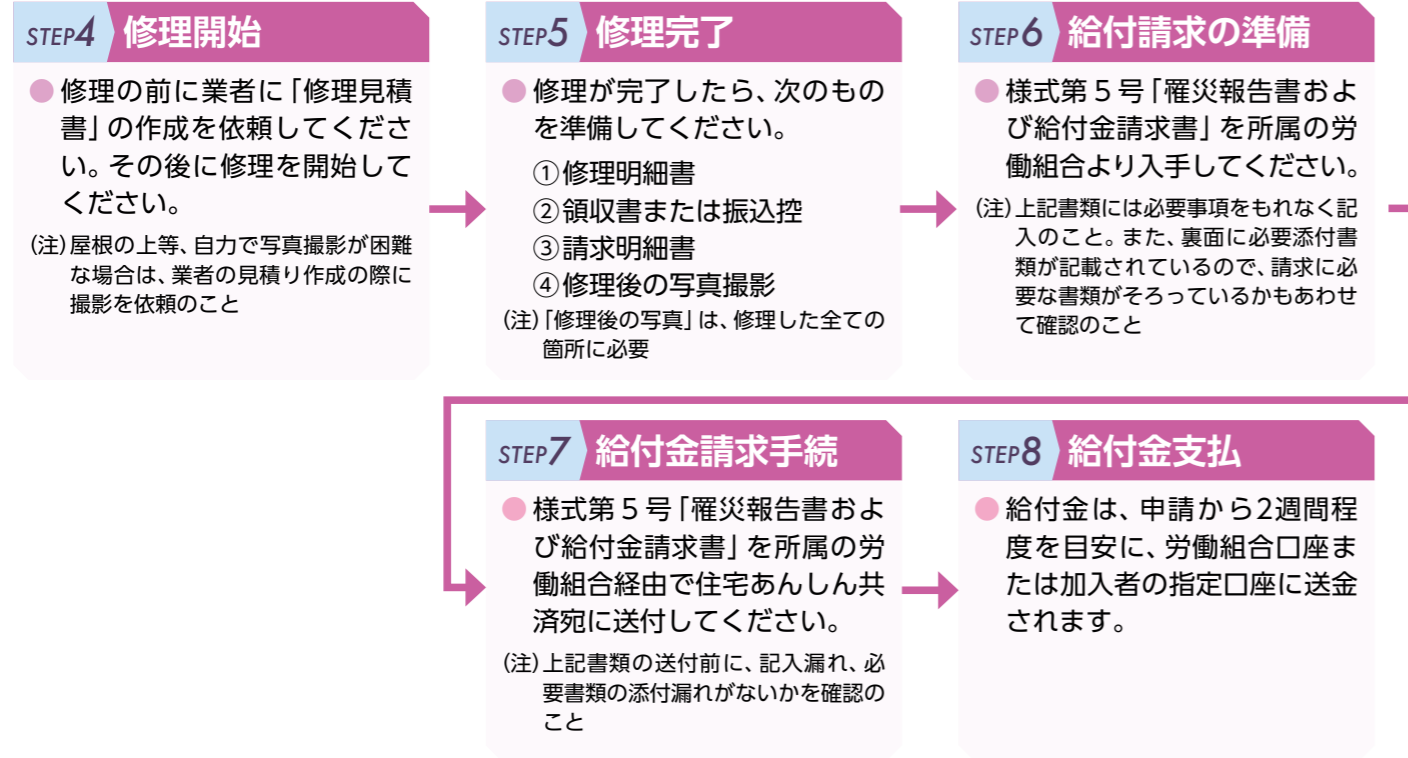
給付金請求にあたって

1 給付金請求までの流れ

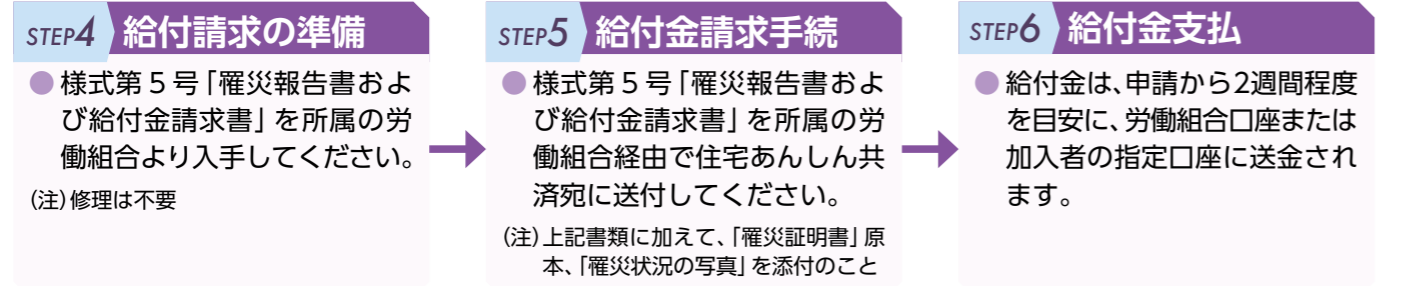
火災や自然災害等により、加入する住居に被害を受けた場合は、次の流れに沿って、給付申請を行ってください。



A STEP3で罹災証明書が「一部損焼壊」「半焼壊未満」「床下浸水」の場合



B STEP3で罹災証明書が「小焼壊」「半焼壊」「大規模半壊」「全焼壊」「床上浸水」の場合



ご加入にあたって

個人加入制度(基本部分および自然災害特約)のみ記載。シルバー加入制度(以下、シルバー共済)、団体加入制度については、※印および各々のパンフレットを参照してください。

1 加入資格

基本部分

UAゼンセンに加盟している組合の満68歳未満の組合員および組合事務所が加入できます。

(※1) シルバー共済は、住宅あんしん共済に個人加入している方が、退職または満68歳を迎えられたときに、個人加入の期限切れ日から移行して加入します。また、加入者が死亡したときは、組合の届出により、配偶者に限り、期限切れ日から「シルバー共済」に移行できます。(原則3年以内)

(※2) 団体加入制度は、UAゼンセンに加盟している組合(支部)単位で、組合一括で加入します。

自然災害特約

基本部分に個人(シルバー)加入している方が加入できます。

2 加入対象

基本部分

1. 加入者が国内において主たる生活をしている住宅1箇所です。ただし、自家(本人または配偶者の所有)で1親等以内の親族が居住する住宅1箇所を加入できます。

2. 個人加入者は転勤を理由に次の住居も加入できます。

- ① 自家以外に、転勤先の住居。
- ② 借家に家族を残した場合、借家と転勤先の住居。
- ③ 転勤により一時的に空家にする場合の自家。ただし、他人に賃貸した場合は、残余期間を解約しなければなりません。

(注) 家族とは配偶者と子に限りません。

3. 同じ敷地内に母屋と離れ等家屋が2つ以上あり、同一世帯である場合は、合計して1つの住居とみなします。加入申込みの際に、予め家屋を特定する場合は、特定家屋のみ対象とすることができます。

4. 同一世帯の組合員が2名以上加入する等、同一世帯複数加入の場合は、加入口数の合計が制限口数を超えて加入することはできません。

5. 自家(持ち家)だけでなく、借家や社宅・寮住まいの方も加入できます。(加入口数で制限しています。)

6. 災害の発生、異動等で加入内容に変更がある場合は、すぐに所属組合(以下、「組合」という)を通じてUAゼンセン共済事業局(以下、「共済事業局」という)ま

でご連絡ください。各種変更手続きを忘れた場合、給付の対象にならないことがあります。

(※1) シルバー共済制度で加入できる住居は、加入者が主たる生活をしている住居1箇所のみとなります。

(※2) 団体加入制度は、海外赴任者(家族帯同・独身者)について、国内に家族を含め自宅(持ち家)がない場合および自宅を貸し出している場合は、海外の住居を保障の対象として登録することができます。

自然災害特約

基本部分に加入していることが加入条件となりますので、加入対象は同一となります。

3 加入口数

基本部分

住宅の構造・種別により、加入口数の限度内で希望口数に加入することができます。

区分	自家(持ち家)			借家		
	住宅建物の延べ床面積			独立住宅	共同住宅	
住宅の種類	132㎡(40坪)以上	132㎡(40坪)未満～	66㎡(20坪)未満	完全耐火/マンション・公団住宅 準耐火および木造/2戸建以下	複身居住者	単身居住者
		66㎡(20坪)以上				
加入口数限度	30～50	30～40	30～30	30～20	30～15	30～5

(注) 完全耐火住宅の独身寮は、借家/共同住宅/単身居住者となります。

(※) シルバー共済は30～50口まで、団体加入制度は10～6口(ただし、全員同一口数)まで加入できます。

自然災害特約

基本部分の加入口数を上限に、1口から希望口数に加入することができます。

4 掛金(年額)

住宅の構造・形態^(注1)別に次のとおりとなります。

個人加入制度		基本部分	自然災害特約
完全耐火住宅 (鉄骨・鉄筋コンクリート住宅)	個人組合員	100円 ×加入口数	450円 ×加入口数
	組合事務所		
準耐火住宅 (準耐火構造、省令耐火構造住宅)	個人組合員	250円 ×加入口数	650円 ×加入口数
	組合事務所		
木造その他の住宅 (上記以外の住宅)	個人組合員	500円 ×加入口数	1,200円 ×加入口数
	組合事務所	400円 ×加入口数	

(※1) シルバー共済は、木造その他の住宅/1口=400円、準耐火住宅/1口=250円、完全耐火住宅/1口=100円となります。

(※2) 団体加入制度は、1人500円(1口)×加入口数×加入人数となります。

(注1) 住宅の構造・形態については、次のとおりとなります。

住宅の構造

①完全耐火住宅とは、次の住宅をいいます。

A) 建物の主要構造部のうち、柱・はり・床・屋根および小屋組のコンクリート造で、外壁のすべてが次のいずれかに該当する建物。

a:コンクリート造 b:コンクリート・ブロック造 c:レンガ造 d:石造

B) 建物の主要構造部のうち、柱・はりおよび床がコンクリートまたは鉄骨を耐火被覆したもので組み立てられ、屋根・小屋組および外壁が次のいずれかに該当する建物。

a:コンクリート造 b:コンクリート・ブロック造 c:レンガ造 d:石造

C) 完全耐火住宅の種別については、個人が建築業者や建築確認申請書等で確認してください。

②準耐火住宅とは、次の住宅をいいます。

準耐火構造および省令準耐火構造の建物とし、次のいずれかの確認ができる建物とします。

A) 建築確認申請書で確認できる場合

B) 建築業者による証明書がある場合

C) 損害保険会社等の判定済みの構造区分を準用または読み替えて対応する場合

D) 建物構造証明書(準耐火住宅専用)に施工者、ハウスメーカー、販売店から証明を受けた場合

③木造その他の住宅とは、前記の①および②以外の住宅をいいます。

住宅の形態

①自家とは、次の持ち家である住居をいいます。

A) 本人および配偶者所有の住居。

B) 二親等以内の親族が所有する住居で、その親族と本人との間に形式的な貸借関係がなく、本人が生活する住居。

C) 三親等以内の親族が所有する住居で、その親族と本人が同一世帯にある場合は、自家とみなします。

D) 自己資金や融資等で、建築および購入した住居で、本人名

義に登録していない場合でも、明らかに本人が建築購入した場合は、自家とみなします。

E) 借家に自己資金で居室を建て増した場合は、自家として取り扱います。

②借家とは、自家を除くすべての住居をいいます。

A) 借家独立とは

a:完全耐火住宅で、アパート、マンション、公団住宅をいいます。ただし、独身寮は、共同単身居住者として扱います。

b:準耐火住宅および木造その他の住宅で、1棟2戸建て以下の住宅をいいます。

B) 共同住宅とは

a:準耐火住宅および木造住宅で、1棟3戸建て以上の住宅をいいます。

b:準耐火住宅および木造住宅で、1戸に二世帯以上が居住する場合をいいます。

C) 共同複身居住者とは

準耐火住宅および木造住宅で、配偶者の有無にかかわらず、他の親族と同居している者をいいます。

D) 共同単身居住者とは

準耐火住宅および木造住宅で、配偶者の有無にかかわらず、単身で居住している者をいいます。

(注2) 住宅あんしん共済の掛金は1年間の掛捨てで割戻しはありません。また、住宅あんしん共済は、所得税法上の地震保険料控除の対象外の共済であるため、掛金は確定申告の保険料控除の対象になりません。

5 加入手続きと保障期間(権利の取得期間)

基本部分

1. 新規加入の場合

手続きの流れは組合の指示に従ってください。

①新規加入(除く、組合支所)は、次のA)もしくはB)のいずれかを選択し加入することができます。

A) 口座引落しによる新規加入の場合

掛金が口座から引落された日を加入日とします。なお、引落し不能の場合は翌月に再請求を行い、再請求で掛金が引落された場合は再請求日が加入日となります。



(注1) 毎月20日までに共済事業局に「個人加入申込書兼口座振替依頼書(以下、「申込書」)」が到着

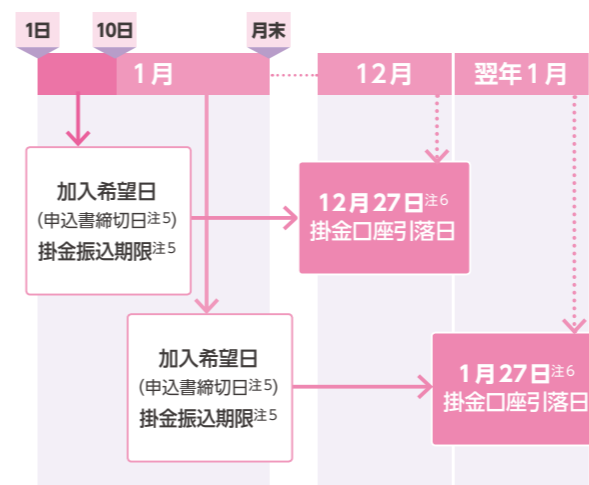
(注2) 翌月27日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に、初回掛金口座引落し。その日の17時から保障を開始

(注3) 初回掛金引落し不能の場合は、翌月に再請求し、引落しされた日から保障を開始

(注4) 再請求不能者は、申込みがなかったものとして扱う。

B) 加入日を指定して新規加入する場合

指定日を加入日とします。(指定日までには掛金の納入が終了していない場合は納入日を加入日とします。)



(注5) 指定日までに共済事業局に「申込書」の送付と、「UAゼンセン住宅あんしん共済」名義の指定口座に掛金の振込みを行う。(振込人の名前は、加入者または組合名)

(注6) 翌年(2年目以降)の期限切れ日から口座引落としとなるので、「申込書」作成時に口座の登録を行う。〔「申込書」の送付が遅れる場合は、事前にFAXしてください。〕

②組合支所の新規加入者は、組合支所用パンフレットの「申込書」に必要事項を記入し、組合の掛金徴収方法に従ってください。

(※1) 個人加入者のシルバー移行は、①加入者からの申し出に基づき、組合が期限切れ日の2カ月前までに、共済事業局にシルバー共済に移行の必要のある該当者の報告を行うか、②期限切れ日の4カ月前に送付される「期限切れ対象者一覧表」および「変更内容記入連絡票(以下、「変更カード」という)」を使用し手続きを行います。また、権利喪失後原則3年以上経過した場合は、新たに加入できませんのでご注意ください。

(※2) 団体加入制度は、組合から都道府県支部を通じて共済事業局に申し込みます。(同一世帯の組合員でも各々加入できます。)

③保障期間(権利の取得期間)

加入日^(注8)の午後5時をもって権利を取得し、満1カ年を経過した最初に迎える10日の午後5時をもって権利を喪失します。

(注8) 口座引落日もしくは指定日(指定日までに掛金の納入が終了していない場合は納入日を加入日とします。)

(※3) シルバー共済は、個人加入期限切れ日の午後5時を

もって権利を取得し、翌年の同月10日の午後5時をもって権利を喪失します。また、権利喪失後は、掛金納入日の午後5時をもって権利を取得します。

(※4) 団体加入制度は、申込書の加入日の午後5時をもって権利を取得し、翌年の同月同日の午後5時をもって権利を喪失します。

2. 期限切れ(更新)の場合

期限切れ日の4カ月前までに、組合を通じて「共済への継続加入(更新)のご案内」をいたします。手続きの流れは組合の指示に従ってください。

①加入内容に変更がない場合

自動継続となり、加入者指定口座から掛金引落しを行います。

②加入内容に変更がある場合

期限切れ日の2カ月前20日(例:期限切れ日8月10日の場合は6月20日)までに、「変更カード」に必要事項を記入の上、組合を通じて、共済事業局に提出してください。

③組合支所の加入者は、組合の指示に従って継続および変更の手続きを行ってください。

④加入を中止する場合

期限切れ日の2カ月前20日(例:期限切れ日8月10日の場合は6月20日)までに、「変更カード」に必要事項を記入の上、組合に提出してください。(加入中止の提出がない場合は、自動継続となり加入者指定口座から掛金引落しを行います。)

⑤保障期間(権利の取得期間)

規定の定めによって掛金を納入した場合は、各加入月10日の午後5時をもって権利を取得し、翌年の同月10日の午後5時をもって権利を喪失します。また、掛金引落し不能の場合は翌月に再請求を行います。再請求により掛金を納入した場合、期限切れ日に遡って保障します。ただし、再請求による引落し不能者は、期限切れ日に遡って権利を喪失します。

自然災害特約

1. 中途加入する場合は、基本部分の期限切れ(更新)日までとし、中途加入日から期限切れ(更新)日までの残余月数(注)を月割り計算し、掛金を納入します。

(注) 日数の端数は、15日までを切り捨て、16日以上を1カ月とします。

2. 保障期間(権利の取得期間)は、「基本部分」の加入期間と同じ期間となります。

6 各種変更手続き

1. 異動変更手続き

「加入証書」の記載内容に次の変更があった場合は、「異動・契約変更・中途解約申請書」に変更箇所を記入し、1カ月以内に組合を通じて、共済事業局に提出してく

ださい。

- ①住所、氏名、および住宅種別に異動変更があったとき
- ②組合および支部に異動があったとき
- ③その他、加入証書の記載内容に異動変更があったとき

2. 口数変更の手続き

加入口数の変更は、原則、期限切れ日を待って行います。ただし、次の場合は中途の変更が可能です。

- ①異動変更により、住宅種別の制限口数が増えたり減ったとき（制限口数の範囲内まで増口ができます。）
- ②異動変更により、住宅種別の制限口数を超過して加入している場合。（制限口数まで減口してください。）
- ③減口の変更をせずに、制限口数を超過して加入した場合は、超過口数分の給付は無効となります。

7 「加入証書」と「ご加入者のしおり」

加入者に対しては、加入の証として、組合を通じて、「加入証書」と「ご加入者のしおり」を送付いたします。加入証書の記載内容をご確認いただき、大切に保管してください。

8 中途解約

所定の手続きを経て、住宅あんしん共済を解約することができます。その場合、「異動・契約変更・中途解約申請書」に必要事項を記入し、組合を通じて、共済事業局に提出してください。

- 1. 次の場合は解約しなければなりません。

- ① 国外に住居を異動した場合。

（※）ただし、団体加入組合の海外赴任者（家族帯同・独身者）について、国内に家族を含め自宅（持ち家）がない場合および自宅を貸し出している場合は、海外の住居を保障の対象として登録することができます。

- ② 空き家を他人に賃貸した場合、および転勤により自家以外の借家に加入していた者が自家に戻った場合の借家。

- 2. 解約に伴い掛金の返戻が発生した場合は、振込手数料を加入者負担とし加入者の登録口座もしくは指定口座に振込みます。

9 給付の請求

- 1. 給付請求における注意点

- ① 給付対象は、火災や突発的なしきも偶然におこる不可抗力が原因の住宅災害が基本対象です。
- ② 住宅の欠陥および老朽化や劣化または腐食被害は対象になりません。
- ③ 給付申請の前に「罹災状況報告書」の提出が必要です。提出は、被害を受けて3カ月以内とします。給付の支払義務は、保険法の定めにより、3年の時効によ

り消滅します。ただし、運営委員会で審議の上、給付対象を定めて、この時効を延長することができます。

- ④ 見舞程度の被害による請求は、速やかな復旧工事が原則です。すぐに修理を行わず被害箇所の悪化による請求は対象になりません。
- ⑤ 敷地内に母屋・離れ等2つ以上の住居がある場合、各住宅の延べ床面積を合計し、被害箇所の面積を割り出します。
- ⑥ 被害の程度は、次の割合に基づき認定されます。

A) 火災・地震火災の場合

被害の程度	住宅建物の延べ床面積 / 焼損壊割合
全焼	70%以上
半焼	30%～70%未満
小焼	10%～30%未満
見舞	10%未満

B) 自然災害・地震災害の場合

被害の程度	住宅建物の延べ床面積 / 焼損壊割合
全壊	70%以上
大規模半壊	50%～70%未満
半壊	20%～50%未満
小壊	10%～20%未満
見舞	10%未満

- ⑦ 公的機関の証明書（消防署または警察署の罹災証明書）は原本を提出します。

- 2. 全焼壊・大規模半壊・半焼壊・小焼壊・床上浸水の被害を受けた場合の請求

- ① 基本的に「罹災証明書」で認定します。場合により、調査委員が現場確認を行います。
- ② 被害の程度（焼損壊割合）が基準で、住宅の不動産評価額や焼失損害金額、再取得価額とは異なります。
- ③ 公的機関の罹災証明書で全壊～小壊および床上浸水の証明が同時に記載されていた場合には、給付額の高い被害程度の給付を行うこととします。

- ④ 罹災証明書、写真、見取り図（手書き可）を添付します。

- 3. 見舞程度・床下浸水の被害を受けた場合の請求

- ① 家財は対象外となります。
- ② 被害箇所の修理復旧工事に支払った罹災部分修理費用実額*の範囲内で認定します。ただし、住宅に付属する機器の被害は、購入使用年数による減額率を適用します。この場合、修理復旧工事を行った業者の見積書、請求書、領収書、写真、見取り図（写真より被害箇所の特定が判りやすい場合）、罹災証明書、災害

を証明する新聞記事や警察署の証明等を添付します。
※被害の種類により添付書類は多少異なります。

- ③ 波板屋根（プラスチック仕様、ポリカーボネイトを含む）、車庫、塀、物置、倉庫、住宅と同一の店舗部分の被害等については、加入口数による給付可能金額の50%を上限とし、かつ罹災部分修理費用実額*の50%が見舞金となります。
簡易な建物（間垣、目隠し、各種機器のカバー、土台工事されていない物置等）は対象になりません。

- ④ 床下浸水被害で、業者に依頼し修復工事を行った場合は、床下浸水による被害の修復に係る工事業者の床下浸水復旧工事を行った旨が記載されている見積書、請求書、領収書を添付します。業者に依頼せず自身で修復した場合は、修復に必要な機材や薬（消石灰等）の購入が記載された購入店の領収書及び明細書を添付します。その他の添付書類として、同意書（提出書類について発行元に確認することを加入者が同意するもの）、床下浸水したことがわかる写真、新聞記事等も必要となります。

- ⑤ 被害箇所以上の修理をした場合、被害箇所を算出し認定します。設備や機器の買替えは、使用年数による減額率を適用し算出します。グレードアップした場合は、元の製品に置替えて認定します。

（※）「罹災部分修理費用実額（認定額）」の考え方（定義）

A) 罹災部分修理費用実額は、災害が直接的な原因で被害を受けた箇所を現状まで復帰させるためにかかった費用のことです。

B) 実務的には、罹災証明書・写真・見取り図・修理見積書・請求明細書・領収書を確認し、修理費用実額を認定します。

〈注意点〉

A) 現状を復帰させるための費用とは、被害物件の建築時に使用した材質と同質のものを使って修理を行うためにかかる費用のことをいいます。

B) 建築時に使用された建材が既に製造されておらず、在庫も存在しない場合は、その材質に近い素材を使って修理を行ってください。

C) あくまでも被害を受けた箇所のみでの修理であり、被害箇所以外の箇所をまとめて修理を行うことは不可とします。

D) ベランダ等で建築時のユニットが既に無く修理不能な場合で、新しいユニットに交換した場合は、原則交換費用から経年減価させた費用を修理実費として認定します。

E) 過去の災害を放置した結果、被害が拡大し、修理を行う場合は、その修理費用は認めません。

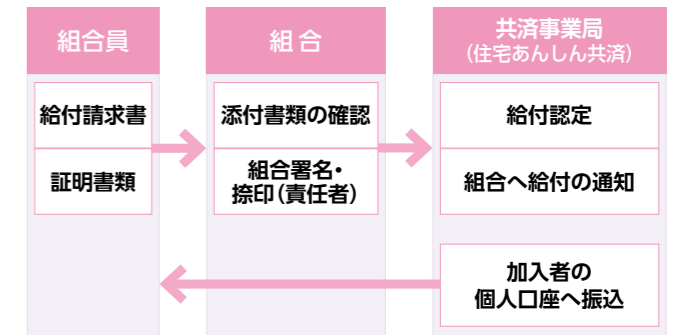
- 4. 給付の請求方法

- ① 火災等の災害が発生した場合は、速やか（3カ月以内）に「罹災状況報告書」で、組合を通じて、共済事業局

へ報告をお願いします。

- ② 「罹災状況報告書」での報告後、各災害に応じた請求書類を提出してください。

5. 給付請求と給付金送付の流れ



（注1）給付は加入者の個人口座へ直接振込むことにより行います。

（注2）組合を通じて給付する場合は、加入者の領収書を住宅あんしん共済まで送付してください。

（注3）給付金認定後の通知は、住宅あんしん共済から組合経由で組合員にご案内します。

10 保険法施行に伴う留意点

「住宅あんしん共済」と「民間火災保険やその他共済」に重複加入している加入者は、「民間火災保険等」からの給付が減額される場合があります。

11 給付金をお支払いできない場合

- 1. 次のような場合には、給付金はお支払いできません。

- ① 申込手続きに虚偽の記載をし、または異動手続きを怠ったとき
- ② 給付の請求書および関係書類に、虚偽の記載があったとき
- ③ 給付の請求書および関係書類に、不備があったとき
- ④ 本人もしくは世帯を同じくする者が、給付金取得を目的として、故意に災害を発生させたとき
- ⑤ 加入者でない者が給付金を受取る場合に、災害がその者またはその者の法定代理人の故意もしくは重大過失または法令違反によって生じたとき
- ⑥ 火災・住宅災害が発生してから正当な理由なく、3カ月以上届出なかった場合、給付を行わないことがあります。

（注1）上記に抵触することが明らかになった場合は、給付金の受領者は、直ちに給付金の返還義務を負うこととなります。

（注2）給付の支払い義務は、3年の時効により消滅します。

- 2. 天災地変、暴動その他の事変による大災害についての火災・住宅災害および死亡については、運営委員会で審議の上、共済金・見舞金の全部または一部を給付しないこともあります。

Q 火災や地震のリスクをご存知ですか？

A 火災や地震はいつ起こるかわからず、一旦起こると、その被害は甚大。だから「住宅あんしん共済」で備える必要があるのです。

●発生頻度は低くても、発生時の損害は大きいのです！



●自分が注意しただけでは防げない被害もあります！

平成30年の出火原因『第1位』
「放火」
※放火の疑いを含む

第2位…たばこ
第3位…ガステーブル等
第4位…大型ガスこんろ
第5位…電気ストーブ
※以下、「第6位差し込みプラグ」、「第7位コード」、「第8位コンセント」と続きます。

東京消防庁「令和元年版火災の実態」
※主な出火原因別発生状況上位5件

すぐやろう！放火対策

「放火されない」「放火させない」が重要!!

家の周りの整理整頓	物置や車庫にはカギを
消火器・消火バケツを常備	車やバイクのボディーカバーは防災製品を
ゴミ出しは決められた日の朝に	家の周りは明るく点灯

オール家電住宅でも油断は禁物!!

火を使わなくても火災のリスクは存在しているのです。

たこ足配線による負荷	電気機器の漏電
コンセントのほこり	

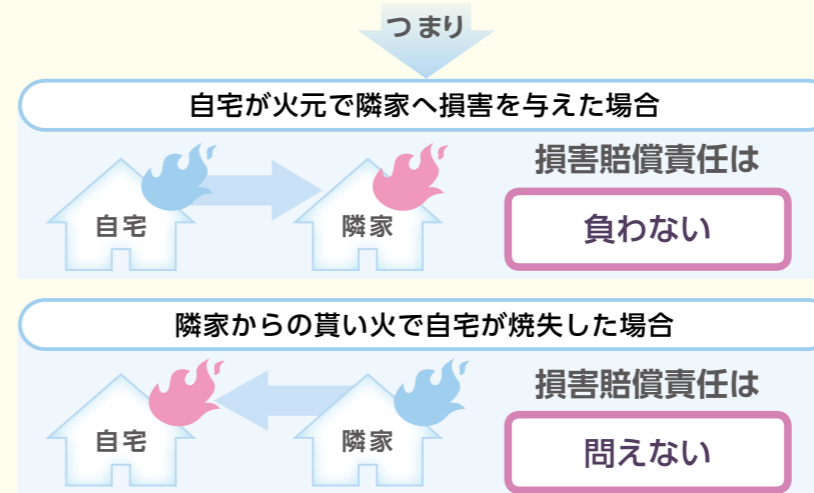
Q なぜ？ どうして？「住宅保障」は必要なの？

A 火災では、損害賠償は成立せず、賃貸住宅の火災保険では、ご自身のための保障をまかなえないものもあります。

●火災では損害賠償は成立しません！

- 法律では通常、他人に迷惑をかけた場合は加害者側の損害賠償責任を認めています。
- しかし、火災の場合は例外で「失火責任法」により多くの場合、火元の損害賠償責任が免除されます。

「失火責任法」
(失火ノ責任ニ関スル法律)
失火の場合、故意または重過失がない限り、不法行為責任を負わない(問わない)ことを規定



自宅は自己責任でしっかり守りましょう！

●賃貸住宅の火災保険ではまかなえないものもあります！

- 賃貸住宅の火災では、賃貸借契約上の原状回復義務が優先され、失火責任法の適用はありません。(不法行為責任はなくても、債務不履行責任はあるのです。)
- でも、家を借りるときに火災保険に入ったから大丈夫だと思っていませんか？

いえいえ、そこには大きな落とし穴が…

賃貸向けの火災保険

大家さんに対して…「賃貸住宅の借家人賠償責任補償」

修復費用 → 大家さんへ支払われ
ご自身は受取不可

ご自身に対して…「家財や引越費用の補償」

家財費用 → 補償されても少額
引越費用 → 補償なし

家財や引越費用は自己責任だよ！
「住宅あんしん共済」なら会社の寮やアパートでもOK!

冬が夏化する日本!?

～最近の異常な水害～

※記録的短時間大雨情報とは…

数年に1度しか発生しないような短時間の大雨を観測・解析したときに、各地の気象台が発表通常、夏に発表することが多い。

大分県で **1月に**

「記録的短時間大雨情報※」
発表!

**もはや水害は年間通しての
対策が必要!**

2020年1月下旬、大分県で1時間に約120ミリの猛烈な雨が降り、通常夏に発表することが普通で1月の発表は初めてであり異例とも言える「記録的短時間大雨情報」が発表されました。もはや水害は梅雨や台風のシーズンに起こるとは限らなくなっており、年間通しての対策が必要と言えます。

近年の主な水害の概要

直近に発生した主な気象災害事例のうち、死者25名以上もしくは死者・行方不明者・負傷者の合計が350名以上の水害(一部、住宅損壊や床上・床下浸水被害が大きい水害を含みます。)、気象庁が名称を定めた水害を掲載

年	月	水害名称	被害状況
令和元年	10月	令和元年東日本台風(台風19号)	<ul style="list-style-type: none"> ● 関東地方や甲信地方、東北地方等で記録的な大雨となり、甚大な被害。政府はこの台風の被害に対し、激甚災害^{*1}、特定非常災害^{*2}、大規模災害復興法の非常災害^{*3}を適用 ● 死者86名(福島県だけで死者30名)、行方不明者3名、負傷者476名、住家全壊3,247棟、半壊27,926棟、一部破損33,222棟、床上浸水7,378棟、床下浸水22,104棟等
	9月	令和元年房総半島台風(台風15号)	<ul style="list-style-type: none"> ● 関東地方に上陸した台風としては観測史上最強クラスの勢力。千葉県を中心に甚大な被害。政府はこの台風の被害に対し、激甚災害^{*1}を適用 ● 死者3名、負傷者150名、住家全壊391棟、半壊4,204棟、一部破損72,279棟、床上浸水121棟、床下浸水109棟等
平成30年	9月	台風24号	<ul style="list-style-type: none"> ● 南西諸島及び西日本・東日本の太平洋側を中心に暴風。紀伊半島等で顕著な高潮 ● 死者5名、負傷者406名、住家全壊53棟、半壊384棟、一部破損9,639棟、床上浸水316棟、床下浸水1,909棟等
	8月	台風21号	<ul style="list-style-type: none"> ● 西日本から北日本にかけて暴風。特に四国や近畿地方で顕著な高潮 ● 死者14名、負傷者1,011名、住家全壊59棟、半壊627棟、一部破損85,715棟、床上浸水64棟、床下浸水452棟等
	7月	平成30年7月豪雨	<ul style="list-style-type: none"> ● 西日本を中心に全国的に広い範囲で記録的な大雨。政府はこの豪雨の被害に対し激甚災害^{*1}、特定非常災害^{*2}を適用 ● 死者224名、行方不明者8名、負傷者459名、住家全壊6,758棟、半壊10,878棟、一部破損3,917棟、床上浸水8,567棟、床下浸水21,913棟等
平成29年	7月	平成29年7月九州北部豪雨	<ul style="list-style-type: none"> ● 西日本から東日本を中心に大雨。5日から6日にかけて西日本で記録的な大雨 ● 死者39名、行方不明者4名、負傷者35名、住家全壊309棟、半壊1,103棟、一部破損94棟、床上浸水202棟、床下浸水1,706棟等

(※1)激甚災害

地震や風雨等による著しい災害のうち、被災地域や被災者に助成や財政援助を特に必要とするもの(全国規模の指定を「本激」と市町村単位の指定を「局激」という)。激甚災害に指定されると、国により災害復旧事業の補助金の上積みながなされる。

これまで「本激」に指定された主な災害は、「三陸はるか沖地震」「阪神・淡路大震災」、「98年の台風5～9号による暴風雨災害」「新潟県中越地震」「07年の台風5号による暴風雨災害」、「東日本大震災」等

(※2)特定非常災害

著しく異常かつ激甚な非常災害のことで、これまで、「阪神・淡路大震災」「新潟県中越地震」「東日本大震災」「熊本地震」のほか「西日本豪雨」が指定されており、「令和元年東日本台風(台風としては初)」で6例目。

(※3)大規模災害復興法の非常災害

大規模な災害からの復興のための特別の措置について定める法律。非常災害に指定されたのは「熊本地震」に次いで2例目。

*気象庁「災害時気象報告」、国土交通省「災害状況資料」、フリー百科辞典「ウィキペディア」等を基にUAゼンセン作成

近年の自然災害の特徴

台風の
大型化により
被害が**拡大**傾向



迷走台風で
意外なエリア
が被害に

最大瞬間風速も
観測史上**最大**を
何度も**更新**

いつでも自分の居住エリアが水害にあうかもしれません。

水害保障は住宅あんしん共済で万全に！

給付事例

基本部分30口、自然災害特約30口に加入していた場合
台風や集中豪雨等の水害で自宅が水没し全壊した

お支払いする
給付金



風水雪凍害 **全壊 2,550万円**

内訳 基本部分から…450万円 / 自然災害特約部分から 2,100万円

コラム2 新型コロナウイルス感染症拡大で見直したい避難対策

新型コロナウイルス感染症拡大で、今後、自然災害から命を守る避難所等が脅威にさらされる可能性があります。密閉、密集、密接の「3密」の感染リスクをどう防ぐのか、災害と新たな感染症の二重のリスクにどう備えるのか、台風はその準備ができるのを待ってはくれません。平時よりしっかりと考えておきたいものです。

+ 非常持ち出し袋に加えたいもの +



※東京新聞 Web2020年5月15日朝刊に基づきUAゼンセン作成

水害に備えるための情報を集めよう！ ※予報や警報等の情報を集める

① 川の防災情報 身近な川の水位情報や河川カメラ画像等をリアルタイムに入手できます！

川の防災情報 <https://www.river.go.jp/>

様々な河川・気象情報を提供



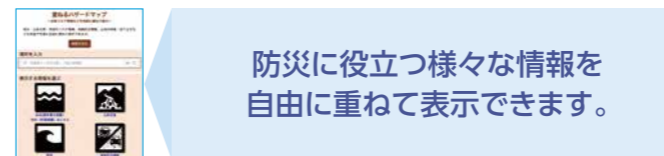
川の水位情報 <https://k.river.go.jp/>

GIS操作で全国の河川でのカメラ画像や水位情報を同一画面で表示



② ハザードマップポータルサイト 多様な災害リスク情報を簡便に入手できます！

重ねるハザードマップ



防災に役立つ様々な情報を自由に重ねて表示できます。

- 機能① ある地点の自然災害リスクをまとめて調べることが可能
- 機能② 個々の防災情報を重ね合わせた閲覧が可能
- 機能③ 複数の市町村・流域(河川)にまたがって、シームレスな閲覧が可能
- 機能④ その他の主な機能(洪水によって想定される浸水深の表示、透過率の調整)

わがまちハザードマップ



全国各市町村のハザードマップを検索できます。



国土交通省 ハザードマップポータルサイト



スマホのホーム画面に登録しておこう！

ハザードマップ 検索



<https://disaportal.gsi.go.jp>

③ Disaster Prevention Portal/ 防災ポータル 国交省及び各関係機関の情報ツールを一元的にチェックできます！



- 東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けた防災情報ポータルサイトによる、国土交通省及び各関係機関の情報ツールを一元的に
- 4カ国語対応!(日本語、英語、中国語、韓国語)



<http://www.mlit.go.jp/river/bousai/olympic/index.html>

建物構造証明書 準耐火住宅専用

本証明書は準耐火住宅専用となります。完全耐火、木造その他の住宅には必要ありません。

UAゼンセン 住宅あんしん共済 宛 20 年 月 日

ご契約者名		証書番号	<small>※新規加入の方は記入不要</small>
建物の所在地			
保障期間	<small>※新規加入の方は記入不要</small>	20 年 月 日 ~ 20 年 月 日	

[証明書発行者記入欄]

下記①の対象建物は、下記②の構造に合致するものとして建築されていることを証明します。

① 建物の所在地		
② 建物構造		耐火建築物 ^(※1) 準耐火建築物 ^(※2) 省令準耐火建物 ^(※3)
施工者、ハウスメーカーまたは販売者	会社名	
	会社所在地	
	ご担当者名	印

(※1) 建築基準法第2条第9号の2に定める耐火建築物をいいます。

(※2) 建築基準法第2条第9号の3に定める準耐火建築物をいいます。

(※3) 勤労者財産形成促進法施行令第36条第2項及び第3項の基準を定める省令第1条第1項第1号口(2)に定める耐火性能を有する建物として、独立行政法人住宅金融支援機構の定める仕様に合致するものまたは独立行政法人住宅金融支援機構の承認を得たものをいいます。

ご記入例

ご記入例の赤字部分のみご記入ください。

証明書発行者記入欄は、施工者、ハウスメーカーまたは販売者に記入をご依頼ください。

ただし、②建物構造のいずれにも該当せず、証明書発行者から証明を受けられない場合は、住宅あんしん共済までご相談ください。

■ご契約者名・証書番号・建物の所在地・保障期間をご記入ください。

■提出日をご記入ください。

建物構造証明書 準耐火住宅専用	
<small>本証明書は準耐火住宅専用となります。完全耐火、木造その他の住宅には必要ありません。</small>	
UAゼンセン 住宅あんしん共済 宛	20 20年 12月 10日
ご契約者名	共済太郎
証書番号	2001234567
建物の所在地	東京都千代田区九段南4-8-1
保障期間	20 21年 1月 10日 ~ 20 22年 1月 10日

■新規加入の方は記入不要です。

[証明書発行者記入欄]

下記①の対象建物は、下記②の構造に合致するものとして建築されていることを証明します。

① 建物の所在地		
② 建物構造		耐火建築物 ^(※1) 準耐火建築物 ^(※2) 省令準耐火建物 ^(※3)
施工者、ハウスメーカーまたは販売者	会社名	
	会社所在地	
	ご担当者名	印

(※1) 建築基準法第2条第9号の2に定める耐火建築物をいいます。

(※2) 建築基準法第2条第9号の3に定める準耐火建築物をいいます。

(※3) 勤労者財産形成促進法施行令第36条第2項及び第3項の基準を定める省令第1条第1項第1号口(2)に定める耐火性能を有する建物として、独立行政法人住宅金融支援機構の定める仕様に合致するものまたは独立行政法人住宅金融支援機構の承認を得たものをいいます。

■証明書発行者記入欄について

加入する(建物の所在地の)住宅の建物構造について、施工者、ハウスメーカーまたは販売者^(注)から、①建物の所在地、②建物構造、会社名、会社所在地、ご担当者名の記入、押印を取り付けていただき証明を受けてください。

(注) 不動産仲介業者は販売者に含まれません。

住宅あんしん共済 個人加入申込書 兼 口座振替依頼書

様式第1号-2

ご記入例

UAゼンセン住宅あんしん共済 御中

申込日 20 年 月 日

① AまたはBを○印で選択してください。(A・Bともに口座登録の記入を行ってください。) また、加入日(加入日指定)欄は、Aを選択した場合は未記入(初回口座引落し日が加入日)、Bを選択した場合は加入日を記入のうえ、同加入日までに住宅あんしん共済指定口座に掛金を振込んでください。

A 初回から口座引落し加入 → [年 月 日引落し分(月加入)]

B 初回指定日加入による住宅あんしん共済口座振込み → 加入日(加入日指定) 20 年 月 日

② 氏名(フリガナ)、性別、生年月日、電話番号、加入対象住所を記入し、P35の■個人情報の取扱いに関するご案内を確認のうえ、確認印(口座引落しによる加入者は口座と同一印)を捺印してください。

フリガナ 姓 206 名 205 確認印 性別 生 年 月 日 電 話 番 号

姓 206 名 205 性別 1.男(昭和) 2.女(平成) 年 月 日 電 話 番 号

加入対象住所 フリガナ 漢字 必ず所・番地・方書まで記入(都道府県名記入不要)

③ 現住所を記入してください。(②加入対象住所と同一の場合は記入不要)

現住所 〒 - TEL () -

④ 加入証書の送付先に○印をしてください。(通常は、加入後1ヵ月程度で発送となります。)

加入証書送付先 加入対象住所 現住所

⑤ 住宅の構造1~3のうち1つに○印をしてください。

構造	形態(持ち家)	最大加入口数	形態(借家)	最大加入口数
1 完全耐火住宅	1 自家132㎡(40坪)以上	50口	4 借家/独立/完全耐火(マンション)・準耐火・木造(2戸建以下)等	20口
2 準耐火住宅	2 自家66㎡(20坪)以上132㎡(40坪)未満	40口	5 借家/共同/複身居住者	15口
3 木造その他の住宅	3 自家66㎡(20坪)未満	30口	6 借家/共同/単身居住者	5口

⑥ 住宅の形態1~6のうち1つに○印をしてください。

⑦ ⑤で指定した構造欄に、基本部分は⑥の最大口数の範囲内で希望口数を記入、自然災害特約は基本部分の口数内で希望口数を記入してください。

掛金	加入口数	1口あたりの掛金	=	合計掛金
基本部分	1.完全耐火住宅	100円	=	円
	2.準耐火住宅	250円	=	円
	3.木造その他の住宅	500円	=	円
自然災害特約	1.完全耐火住宅	450円	=	円
	2.準耐火住宅	650円	=	円
	3.木造その他の住宅	1,200円	=	円

基本部分 + 自然災害特約 = 住宅あんしん共済合計掛金

⑧ 基本部分・自然災害特約各々につき掛金を計算し、住宅あんしん共済の合計掛金を算出します。

●社員No.(登録希望組合のみ記入)

●社員コード(組合が必ず記入)※左詰めでご記入ください

●組合事務所に加入する場合「1」を記入

●所属組合の名称、住所、TEL、FAXを記入

所属組合名称 住所 〒 - TEL () - FAX () -

加入日に希望がある方のみ、⑧に○印の上、加入日を記入する。初回掛金振込み口座は、下段の■「⑧」初回指定日加入による住宅あんしん共済口座振込みを選択した場合の初回掛金振込み口座を参照。2回目以降の掛金は口座振替依頼書記入の口座から引落し。

加入者の氏名(フリガナ)、性別、生年月日、電話番号、加入対象住所を記入し、下段の■個人情報の取扱いに関するご案内を確認のうえ、確認印(口座引落しによる加入者は口座と同一印)を捺印する。

現住所を記入する。

該当する項目各1つに○印をする。

掛金に誤りがないように計算式に沿って試算し合計掛金を算出する。

所属する組合名(支部)と住所・TEL・FAXを記入する。

記入しない。

口座名義は加入者。(組合員本人)

住宅あんしん共済 個人加入申込書 兼 口座振替依頼書

様式第1号-2

申込日 20 年 月 日

① AまたはBを○印で選択してください。(A・Bともに口座登録の記入を行ってください。) また、加入日(加入日指定)欄は、Aを選択した場合は未記入(初回口座引落し日が加入日)、Bを選択した場合は加入日を記入のうえ、同加入日までに住宅あんしん共済指定口座に掛金を振込んでください。

A 初回から口座引落し加入 → [年 月 日引落し分(月加入)]

B 初回指定日加入による住宅あんしん共済口座振込み → 加入日(加入日指定) 20 年 月 日

② 氏名(フリガナ)、性別、生年月日、電話番号、加入対象住所を記入し、P35の■個人情報の取扱いに関するご案内を確認のうえ、確認印(口座引落しによる加入者は口座と同一印)を捺印してください。

姓 206 名 205 確認印 性別 生 年 月 日 電 話 番 号

姓 206 名 205 性別 1.男(昭和) 2.女(平成) 年 月 日 電 話 番 号

加入対象住所 フリガナ 漢字 必ず所・番地・方書まで記入(都道府県名記入不要)

③ 現住所を記入してください。(②加入対象住所と同一の場合は記入不要)

現住所 〒 150-0001 東京都渋谷区神宮前1-2-3 TEL (03) 5410-3555

④ 加入証書の送付先に○印をしてください。(通常は、加入後1ヵ月程度で発送となります。)

加入証書送付先 加入対象住所 現住所

⑤ 住宅の構造1~3のうち1つに○印をしてください。

構造	形態(持ち家)	最大加入口数	形態(借家)	最大加入口数
1 完全耐火住宅	1 自家132㎡(40坪)以上	50口	4 借家/独立/完全耐火(マンション)・準耐火・木造(2戸建以下)等	20口
2 準耐火住宅	2 自家66㎡(20坪)以上132㎡(40坪)未満	40口	5 借家/共同/複身居住者	15口
3 木造その他の住宅	3 自家66㎡(20坪)未満	30口	6 借家/共同/単身居住者	5口

⑥ 住宅の形態1~6のうち1つに○印をしてください。

⑦ ⑤で指定した構造欄に、基本部分は⑥の最大口数の範囲内で希望口数を記入、自然災害特約は基本部分の口数内で希望口数を記入してください。

掛金	加入口数	1口あたりの掛金	=	合計掛金
基本部分	1.完全耐火住宅	100円	=	4000円
	2.準耐火住宅	250円	=	円
	3.木造その他の住宅	500円	=	円
自然災害特約	1.完全耐火住宅	450円	=	13500円
	2.準耐火住宅	650円	=	円
	3.木造その他の住宅	1,200円	=	円

基本部分 + 自然災害特約 = 住宅あんしん共済合計掛金 17500円

⑧ 基本部分・自然災害特約各々につき掛金を計算し、住宅あんしん共済の合計掛金を算出します。

●社員No.(登録希望組合のみ記入)

●社員コード(組合が必ず記入)※左詰めでご記入ください

●組合事務所に加入する場合「1」を記入

●所属組合の名称、住所、TEL、FAXを記入

所属組合名称 住所 〒 100-0200 東京都千代田区九段1-2-3 TEL (03) 3290-1111 FAX (03) 3290-1112

金融機関提出用 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書(収加)

銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農協・漁協 御中 H1113C1(510)007

1 2 3 2 8 2 0 年 月 日 2 7 2 0 2 6 0 0 0 5 0 0

⑨ 印鑑は必ず金融機関届出印を押印してください。また訂正箇所にも必ず訂正印(サイン)をお願いします。預金者名は、組合員ご本人名義とします。

預金口座振替規定(ゆうちょ銀行は除く)(注1)

1.表記収納代行より貴行(金庫・組合)に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ支払ってください。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しはしません。

2.振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む)をこえるときは私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。

3.この契約を解約するときは、私から貴行に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり会社から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、貴行はこの契約が終了したものとして取扱ってさしつかえありません。

4.この預金口座振替について十分に紛議が生じていても、貴行の責めによる場合を除き、貴行には迷惑をかけません。

(注1) ゆうちょ銀行をご指定の場合は、自動払込規定が適用されます。詳しくは、ゆうちょ銀行のホームページをご覧ください。

組合への提出日を記入する。

シャチハタ印は不可。

加入証書の送付先に○印をする。なお、加入対象住所へ引越す場合は、引越(予定)日もあわせて記入する。

住宅の形態○印による最高口数の範囲内で3口~希望口数を記入する。

基本加入の範囲内で1口~希望口数を記入する。

管理番号として登録が必要な組合のみ記入する。

UAゼンセンの所属組合および支部コードを記入する。

組合事務所を個人加入する場合のみ記入する。

印鑑は必ず金融機関届出印を押印する。

■「B:初回指定日加入による住宅あんしん共済口座振込み」を選択した場合の初回掛金振込み口座

金融機関名	〒100-0200 中央労働金庫 市谷支店	加入者名「振込依頼者の名前」	「加入者(組合員)」または「組合名」
口座番号	(普) 1981536		
口座名義	ユーエイゼンセンジュウタクアンシンキョウサイ		
	UAゼンセン 住宅あんしん共済		
振込時の注意点	●振込手数料はご負担ください。 ●組合で数名を一括振込みする場合、申込書送付時にその旨連絡する・・・メモ書き同封など		

■個人情報の取扱いに関するご案内

UAゼンセン住宅あんしん共済 組合支所、都道府県支部は、加入申込書・変更申告書に関する個人情報(過去に取得したものを含まず)、住宅あんしん共済に関する加入者の確認、加入者からの照会・応答、共済金・見舞金請求への対応および支払いに必要な範囲内で、適正に利用させていただきます。また、所属組合が行う各種手続きのために所属組合に本加入情報を提供いたします。加入申込者は、個人情報を上記目的のために提供・利用することにつきご同意ください。